

規制改革推進会議人材WG御説明資料

「一定の手続の下で行われる転職やスキル形成に対し、
政府が支援する制度の整備」に関する検討状況について

平成28年11月1日

厚生労働省職業安定局

雇用開発部雇用開発企画課労働移動支援室

雇用保険課

「規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）」（抄）

2 雇用分野

（2）個別措置事項

① 多様な働き方の実現

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	一定の手続の下で行われる転職やスキル形成に対し、政府が支援する制度の整備	<p>労働移動支援助成金が事業規模の縮小・事業活動の縮小・事業の廃止のみではなく①事業転換・再編においても活用できることを明確にして周知を図る。</p> <p>あわせて、そのような場合において、②失業期間を最小限にするために早期に再就職支援を開始するインセンティブが働く仕組みについて検討を行う。</p> <p>また、支援の対象となる労働者については、③雇用保険の失業等給付において、解雇された者と同様の取扱いがなされるようにすることを含め、いかなる支援が可能かについて検討を行う。</p>	平成27年度中に結論。結論を得次第速やかに措置	厚生労働省

①再就職援助計画における対象事案の明確化と周知

- ・ **再就職援助計画（※）について、事業規模の縮小・事業活動の縮小・事業の廃止のみではなく、事業転換・再編においても活用できることを、ホームページやパンフレットで明確にし、周知を図る。**

（※） 再就職支援奨励金（労働移動支援助成金の1メニュー）の支給対象者は、再就職援助計画の対象者。

これまでの実施内容（28.3.31時点）

厚生労働省ホームページ

- （1） 再就職援助計画の説明
 - ・ 雇用のページの **重要なお知らせにリンクを掲載**
- （2） 再就職援助計画の記載例
 - ・ 【事業規模の縮小】に加え、 **【事業転換・再編】等の場合の記載例を掲載**

平成28年度の対応

再就職援助計画のパンフレット （全国の労働局及びハローワークにおいて配付）

- ・ 【事業規模の縮小】に加え、 **【事業転換・再編】等の場合の記載例を掲載**
- ・ 再就職支援奨励金が **「事業転換・再編」等の場合も対象となることを明記。**